



# 11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待は、どこにでも起こりうることであり、社会全体で解決すべき問題です。日ごろから子どもたちに関心を持ち、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、市の窓口や児童相談所にご連絡ください。

## ◇連絡先

- 「虐待？」と感じることがありましたらご連絡ください。
- ・うきは市福祉事務所子育て支援係 TEL0943-75-4961
- ・福岡県久留米児童相談所 TEL0942-32-4458



## ◇相談・通告

虐待の相談・通告は、匿名でできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

### ★家庭児童相談をご利用ください。★

家庭児童相談員が子育てや家庭のことで心配なことや悩みごとの相談を受けています。  
家庭児童相談専用電話 TEL0943-73-9151（月～金曜日：9時～17時）

11月12日～25日は

## 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。夫・パートナーからの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。



内閣府が行った調査では、約5人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあるとの結果があり、DV（ドメスティック・バイオレンス）は身近なところに存在します。

DVとは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から受ける暴力で、なぐる・けるなどの身体的な暴力のほかに、精神的・性的・経済的・子どもを利用した暴力なども含まれます。どんな理由があっても、暴力は決して許されるものではありません。

この期間を機会に、男女の対等なパートナーシップや暴力のない人間関係の築き方について考え、私たちみんなで暴力のない社会をつくりましょう。

## ◇相談窓口

相談無料・秘密厳守します。一人で悩まないでご相談ください。早めの相談が問題解決への第一歩です。

### ○福岡県あすばる女性相談ホットライン

TEL092-584-1266  
9時～17時、金曜日は18時～20時30分も可  
※祝日、8月13日～15日、年末年始を除く

#### 【男性専用】

TEL092-584-4977  
※男性心理士が相談をお受けします。  
第1・3土曜日 14:00～16:00  
第2・4金曜日 18:00～20:30  
※祝日、8月13日～15日、年末年始を除く

### ○福岡県配偶者からの暴力相談電話

TEL092-663-8724  
月～金曜日 17時～24時、  
土・日・祝日 9時～24時  
※年末年始を除く

### ○配偶者暴力相談支援センター

（保健福祉環境事務所 配偶者からの暴力相談専用電話）  
TEL0942-34-8111、TEL0946-24-5780  
月～金曜日 8時30分～17時15分  
※祝日・年末年始を除く